

令和2年3月

お客さま各位

村上信用金庫

預金規定の改正について

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和2年4月からの改正民法施行を踏まえ、下記のとおり各種預金規定を改正いたします。

なお、改正後の規定は改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改正日

令和2年4月1日（水）

2. 主な改正点

- 「預金契約の成立」を新設します。
- 「預金の解約」について一部追加します。
- 「規定の変更」を新設します。

3. 改正する規定

- [普通預金規定](#)
- [総合口座取引規定（個人限定）](#)
- [貯蓄預金規定（個人限定）](#)
- [通知預金規定](#)
- [定期預金共通規定](#)
- [期日指定定期預金規定](#)
- [自動継続期日指定定期預金規定](#)
- [自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）](#)
- [自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）](#)
- [自由金利型定期預金規定（大口定期預金）](#)
- [自動継続自由金利型定期預金規定（大口預金預金）](#)
- [変動金利型定期預金規定](#)
- [自動継続変動金利型定期預金規定](#)
- [積立定期預金規定](#)
- [定期積金（スーパー積金）規定](#)
- [当座勘定規定](#)
- [当座勘定規定（専用約束手形口用）](#)
- [振込規定](#)

以上